

細川晴元に対する交渉と取次

馬 部 隆 弘

はじめに

木沢長政は、細川京兆家の内衆として、細川晴元と本願寺の間に立って取次をしていた。のちに各地を転戦するようになり、日常的な取次が困難になると、長政は晴元の傍に仕える側近のうち、懇意の関係にある古津元幸と湯浅国氏に取次行為の一部を委ねるようになる。こうして、対外的な窓口となる大身取次の長政と、晴元に直接伝達する側近取次の二重構造が生まれた。のちに国氏が天文七年（一五三八）に没すると、長政と元幸が対となって取次がなされることとなる⁽¹⁾。

別稿で示した細川晴元のもとにおける右の取次体制は、本願寺からの年頭儀礼を主たる対象として提示した一つのモデルであり、実際の交渉における取次の機能については十分に示すことができていない。交渉の結果として得た史料は多く存在するものの、そこに至るまでの交渉過程を詳細かつ端的に伝える史料がほとんど残されていないからである。そのため、断片的な史料を重ね合わせながら、複雑な交渉過程を復元していくという作業が改めて必要とされる。

それぞれの取次に対してもどのようにアプローチするのか、実例に即して検証する。まず一章では、安芸の有力国人である毛利元就からの交渉を対象としてことで、別稿にて畿内の宗教勢力から示した晴元の対外交渉のあり方について、普遍化を図りたい。

また、右に示した取次体制は、あくまでも対外交渉における基本構造であり、別稿でも若干事例を紹介したように、莊園領主などの京都の住人が晴元に対して交渉する際や定例化した贈答を送る際は、大身取次を介することなく、奏者としての奉行人と側近取次が対となって晴元への取次を担うようになる。このように、側近取次が定着すると、京都においては新たな展開がみられる。この点についても、実例に即しながら検証する必要があるだろう。そこで一章では、京兆家と関係が深い幕臣の交渉事例を取り上げることとする。

一 安芸国人毛利家の交渉

【史料 1⁽²⁾】

去年尼子至^{〔金次〕}當城發向候処、數度被得軍利由、誠無比類次第候、然間

大内被相談、去正月十三日重而及一戦、自身碎手属本意之由、対木沢

(義隆)
左京亮書状旨令披見候、「被対天下忠功不可如之候、仍太刀一腰康真

進之候、弥被廻計策可被抽戦功事肝要候、猶木沢可申候、恐々謹言、

(天文一〇年)
四月廿一日 晴元(花押)

(元就)
毛利右馬頭殿

【史料2】

至當用害雲州衆取向候之処、數度之合戦被得勝利候、然ニ義隆(大内)被示合、

去正月十三日重而被及一戦、敵陣被切崩、悉令敗北之由、木沢左京亮

注進候、天下無其隠候、御高名至候、猶長政可有演説候、恐々謹言、

(天文一〇年)
五月八日 定頼(花押)

毛利右馬頭殿

定頼(花押)

完戸安芸守殿

御返報

現状では、【史料1】文中のカギ括弧より前の部分と、【史料2】文中のカギ括弧より後の部分が繋げられている。また、その逆も同様となつていて。このように錯簡となつてゐるため、右では復元的に翻刻しておいた。錯簡と判断した根拠は筆跡にもあるが、そもそも現状では、晴元書状の「天下に高名を轟かせた」という内容が重複してしまい、明らかに問題がある。また、晴元の書状では「義隆」や「長政」などの諱が基本的に用いられないが、六角定頼はよく用いることから、右のように復元することで諸矛盾が解決する⁽³⁾。

冒頭の一文から、完戸元源は二月一四日付で古津元幸に宛てて、元就の武勲を報じたことが窺える。元幸から元源に宛てて送られた【史料3】はその返事で、【史料1】の晴元感状に副えられたものである。長政に宛てた元就の書状は、元源の書状とともに畿内へ向けて送られたであろうから、日付は二月一四日前後とみてよからう。

その点で注目したいのは、よく知られる天文一〇年一月一六日付の「毛利元就郡山籠城日記」である⁽⁵⁾。尼子勢が退却する際に多数の死者を出した様子を、晴元のライバルにあたる高国の没落に例えて「先年道永天王寺御崩之時、於渡邊川死候趣之由」としていることから、この日記は晴元への披露することを主目的として作成されたものとみられる。よって、元就の書状も二月一六日付であつたと思われる。

【史料3】からは、大内義隆の配下に属する元就が、守護たる義隆—晴元の関係や晴元取次の二重構造に照應させつつ、元就—長政と元源—元幸でいる。

【史料3】

去一月十四日御状、委細拝見申候、仍尼子陣退散由御註進、則披露申

候、就其、毛利右馬頭方勵無比類田、無其隠候、木左かたへ懇註進候、

其趣披露仕候之処、被成御書候、從長政かた、巨細可被申候、將亦、

貴所今度御忠節無比類旨、被成御書候、先以珍重候、此表事も、赤松

殿被仰合、近日可有其勵候、自大内殿茂、御懇以使僧御申儀三候、則

御返事被申候、次爰元似相之御用之儀承、不可有疎意候、猶委曲御同

名甲斐守方可被申候、不能巨細候、恐々謹言、

(天文一〇年)
卯月廿一日 元幸(花押)

完戸安芸守殿

御返報

の二重で交渉を図ったことがわかる。宍戸家は、本来毛利家と立場を同じくする安芸国人だが、晴元の取次体制に応じて一つ下位に位置付けられたこととなる。ただし、長政も元幸も、晴元の内衆という意味では立場は同じである。このように、晴元の取次体制は、国衆の横断的な権力構造を持つ毛利家との交渉にも対応し得るものであった。

ここで、宍戸家が毛利家の取次をつとめた事情について検討しておきたい。安芸国人の吉川経信に宛てた嘉吉元年（一四四一）の細川持賢書状は、文末に「委細者完戸^{（晉元）}入道可申候」とみえるように宍戸氏が取り次いでいる⁽¹⁾。また、持賢と安芸国人の毛利麻原三郎の間を取り次いだのも、宍戸安芸人道智元であった⁽²⁾。さらに、寛正二年（一四六一）の安芸国入江保年貢請取状案には、持賢の口入れによって宍戸駿河守持朝が代官職を得たと記されている⁽³⁾。このように、宍戸家は早くより細川典厩家と近い立場にあったようである。

ところが持朝は、応仁・文明の乱にあたって西軍に与したため、文明二年（一四七〇）にその跡職が毛利豊元に与えられた⁽⁴⁾。それから翌年にかけて、駿河守の拠点があった安芸の入江城や吉茂荘が、豊元らによって攻撃される⁽⁵⁾。そして、持朝に代わって台頭したのが宍戸興家である。細川勝元は、興家に宛てて持朝の跡職を豊元に与えた旨を伝えるとともに、「及弓矢儀候者、令合力毛利、可致忠節候」と命じている⁽⁶⁾。ここからは、興家が京兆家の力で抜擢されたことを窺うことができるとともに、すでに毛利家の下位に位置付けられていることも確認できる。

興家の跡を継いだ元家には、三人の男子が存在した⁽⁷⁾。長兄の隆兼は元家隠居所の地名をとって深瀬家を興し、末弟の元源が元家の跡を継いだ。そして次兄にあたる家俊は、司箭院興仙と名を改め、明応三年（一四九四）

に上洛ってきて細川政元の近習として活動する⁽⁸⁾。このように宍戸家は、京兆家と極めて近い関係にあった。

それに対して宍戸家と毛利家の間柄は、必ずしも芳しくなかつた。元就の兄にあたる興元が当主であった段階には、宍戸元源と度々争いを繰り返している⁽⁹⁾。にも拘わらず、晴元の先代にあたる細川澄元と興元の間で関係が取り結ばれた際には、元源が両者を仲介している⁽¹⁰⁾。元源のこのようないい役割は、京兆家との関係に基づくものといえよう。

【史料 4⁽¹¹⁾】

去式月御状卯月廿日ニ京着候、

就尼子敗北之儀、御札旨、致披露候、委細被成、御書候、
一從毛利殿合戦様体御注進、他より雖被申候、被仰事候間、涯分致御
取合候、委曲被成、御書、御太刀被參候、

ニ尼子其表へ乱入之由、其聞候間、明暮無御心元存候處、則座ニ被切

崩、憐國被任尊意由候間、京都迄御大慶候、猶御国行目出候、備後
黒河辺迄御存分候哉、

一從大内殿、正法寺と申使僧被差上、毛利殿戰功無比類由、御注進候、
猶以直注進候間、御感不斜候、其表數月御氣遣奉察候キ、

一雲州御調略之段、如何候哉、商人上下仕候、無事由申候、弥無御由
断⁽¹²⁾御謀略肝要候、

一幡州之儀、赤松殿御入国候、横岡城被責候、近日可有落居由候、

一尼子民部少輔備前堺目ニ在陣由申候、如何候哉、備中之儀、石川父
子、尼子敗北以前ニ庄入国候て討取候刻、其表如比候間、弥々無別

儀旨注進候、

一義隆・陶諸勢其表へ相繼由候間、目出候、

一此度雖御状到来候、國様体、御馬御札、態御注進可然存候、次元幸古津

御報被申候、恐々謹言、

(天文〇年)
卯月廿四日

(元幸)
安芸守殿

参御報

【史料4】は、現状ではカギ括弧の前後で分断されているが、筆跡や内容の一致から接合しておいた。尚書に四月二〇日に京着したと記されているように、元就と元源の書状が京都に届くには二ヶ月を要した。実際に晴元が太刀を贈る根拠となつたことから、おそらく長政のもとには案文が残され、正文が京着したものと思われる。

【史料4】の発給者は、右の二通を京都で受け取り、元幸のもとへ届けて晴元へ披露している。そしてその結果、【史料1】と【史料3】を得た。署名は、「元綱」と読めそなだが、断定はできないので保留しておいた。ただし、【史料3】末尾で元幸が「御同名甲斐守方可被申候」と記すことから、宍戸甲斐守とみてまず間違ひなかろう。

甲斐守は、【史料4】で京都で得た様々な情報を探し送っていることから、在京して元源の使者をつとめた人物と考えられる。興仙の息子である宍戸源次郎も政元に仕えて在京していることから⁽¹⁾、興仙・源次郎・甲斐守は立場の近い人物といえるのではなかろうか。世代的にみて、源次郎と甲斐守が同一人物である可能性も否定できまい。京兆家と安芸国人を繋ぐという宍戸家の立ち位置を踏まえると、興仙以来の宍戸一族の在京は、彼らの単なる自發的行為ではなく、宍戸本家と京兆家の望むところでもあつた蓋然性が高い。

長政は、天文五年以降、主として信貴山城（奈良県平群町）を居城とし

(元綱)
(花押)

(元幸)
(花押)

ていた⁽¹⁸⁾。もちろんしばしば在京もするが、二〇日に甲斐守のもとに届いた書状に対して、二一日に晴元らが返書を認めていることから、元就から長政への書状は、甲斐守のもとへ到着すると即座に元幸のもとへ届けられた可能性が高い。つまり、この書状の伝達経路からも、長政は在京していないと考えられる。

【史料5】⁽¹⁹⁾

猶々元就へも深重可申談之由申候、定而可有御同心之条、被成其意候者、可為本望候、急候間閣筆候、

雖無案内之儀、自毛右、為使者河内与三次郎方被差上候處、古津筑後守方へ之御一礼到来候間、則至京都申上、御屋形直書等之儀申調、慥河与方へ渡進入候、定而届可被申候、仍而其表事、依被抽御粉骨、雲州衆之儀、急速令没落段、不及是非題目候、弥日出度御註進奉待候、向後者自然之御用可承候、左京亮も不存疎略候様可申聞候、委細之儀者此人可被申候間、不能詳候、恐々謹言、

(元幸)
五月廿日
宍戸安芸守殿

(元幸)
興仙 (花押)

御宿所

【史料6】⁽²⁰⁾

將亦雖輕(妙)秒候、折節現來候間、油煙五誕進入候、弥御満足之儀共可被遊候、久河与(河内云太郎)、見苦所ニ留申候、失面目候哉、乍去別而可申承候間、不一世御縁与存計候、自屋形被參候太刀、木左進入候太刀馬代、御使へ渡申候、雖未申承候、先年從(舟佐)所方申伝、只今之御使被相越候き、以其筋目、不存寄河与預御尋候之間、左京亮方へ御音信之趣、慥申聞、於御要害、

毎度彼得軍利、殊去正月十二日雲州衆令敗北由、以御一書御註進之旨、
(足利義持)
細川時元奉始(細川時元)・右京兆(山名祐昌)・右金吾(六角定頼)・佐々木霜台(六角定頼)へ令披露候之条、無比類御
 高名、末代之御名譽、天下靜謐之基、珍重之由、以直書被申候間、拙
 身迄も大慶ニ候、隨分長政致馳走候、就其、義隆(大内)之儀も別而申談候、
 土州一条殿御儀、是又我々有子細、入魂之御事共候、久御使(朝政)此方逗留
 候間、御覽及義者、定而演説可被申候、次播州之義、赤松殿衝、家中
 衆之覺悟、依不相揃、于今然々敷無之候、涯分自此方相副力、異見申
 儀ニ候、弥其方之儀被示合、可被勵戦功事、專用ニ存候、(中略)猶
 河内与三次郎殿へ申候間、令省略候、恐々謹言、

五月廿日(天文10年)

堯仙(中後) (花押)

毛利右馬頭殿(元忠)

御宿所

元就らの書状が京着してから、ちょうど一ヶ月後の書状である。右の二
 通を発給した中坊堯仙は、長政の側近である。⁽²⁵⁾ いずれも【史料1】な
 どを用意した旨を伝えたもので、うち【史料6】は、元就から長政に宛て
 た書状への返事にあたるものである。元就との交渉相手となるのは、本来
 ならば長政だが、長政が文書を発給した旨が書中に一切記されない。おそ
 らく長政が不在だったので、堯仙が代わりに返書を認めたのだと考えられ
 る。この推測を成立させるには、長政と堀仙の関係を明らかにするととも
 に、両者の家格差がさほどないことを説明しておく必要があるだろう。
 堀仙は、もともと中坊堀深と名乗る可竹軒周聰の右腕であったが、柳本
 賢治への取次もするなど、晴元方として広範な活動をしていた。そして、
 天文二年に周聰が没すると、堀仙と改名し長政に近侍するようになる。こ
 のように、堀仙は特定の人物の被官となることはなかった。よって、堀仙

は長政の近くに居ながらも、両者は主従関係ではないと思われる。

堀仙の特殊な立場は、法名でありながらも、父の実子として中坊家を世
 襲するという在俗の人物である点にもみることができる。その父は、明応
 三年（一四九四）に伏見宮邦高親王の使者をつとめている。この二点を踏
 まえると、堀仙の出自は次のように推測できる。

明応三年の冬に、竹内門跡の曼殊院良鎮とその弟子である邦高親王の弟
 慈雲法親王は、師弟で対立する。仲裁に入った京兆家は良鎮の理を認めた
 が、翌四年になるとその裁定を覆したため慈雲法親王が優勢となる。⁽²⁶⁾
 もともと中坊は、良鎮の取次として名のみえる人物であったが⁽²⁷⁾、師弟対
 決にあたって良鎮から離れて慈雲法親王方につき、伏見宮とも繫がりを持
 つようになつたようである。以上の諸点から、中坊家は竹内門跡の坊官で
 あることが明らかとなる。堀仙が長政に代わって書状を認め得たのは、こ
 の家格を有するがゆえであるう。

以上を踏まえて、堀仙の書状に話を戻そう。二通の書状から、元就から
 派遣されてきた使者は、郡山合戦にも参戦した河内与三次郎であることが
 判明する。⁽²⁸⁾ 【史料5】で堀仙は、与三次郎が携えてきた書状を京都に
 届けて、【史料1】の晴元直書を得たと述べている。直前の天文一〇年三
 月に堀仙は在京しているが⁽²⁹⁾、右の一文から四月には京都を離れていたは
 ずである。堀仙も、原則として信貴山城を居所としているので⁽³⁰⁾、【史
 料6】で与三次郎を留め置いた「見苦所」とは信貴山城のことであるう。
 安芸を発した書状が、京都に届くまで一ヶ月も要したのは、長政のいる信
 貴山城を経由したためであった。

【史料6】によると、与三次郎は信貴山城に「久」しく「逗留」してい
 るので、彼は上洛しなかった可能性が高い。もし上洛したのならば、宍戸

甲斐守が【史料4】で何かしら触れるはずである。ところが、そこでは与三次郎の名前どころか、安芸からの使者の存在すら触れられていない。また、【史料1】は与三次郎が直接得たものではなく、長政・堯仙が「河内三侯」として「河与方へ渡進入候」ものであったことが【史料5】に記されている。そのため、少なくとも使者として、与三次郎が京都へ赴くことはなかつたといつてよからう。

候、尚浦上与四郎可申候、恐々謹言、
〔天保〇年〕六月四日 毛利右馬頭殿
〔元就〕
〔赤松大膳大夫〕 晴政（花押）
〔左京〕

それからしばらく後に、長政が披露の手続きをしていない赤松晴政からも右のような感状を得ている。【史料7】の入手過程は、次の史料から判明する。

史料 8 (28)

よって、信貴山城の長政のもとからは別の使者が京都に上り、そこで宍戸甲斐守と合流し、古津元幸のもとへ赴いたと考えられる。そして【史料1】と【史料3】を得ると、甲斐守は宍戸元源に宛てて【史料4】を認めた。ただし、先述のように「河内三次郎河与方へ渡進入候」とあることから、これらは直接安芸へ送られたのではなく、一旦信貴山城の与三次郎のもとへ送られ二。

宍戸元源宛ての【史料5】の文末には、「委細之儀此人可被申候」と記されてゐる。河内守三次氏は、「比ノ一筆并申上候」(「〔元治甲斐守〕」)とある。

から、この一文は一ヶ月前の【史料4】で、宍戸甲斐守が詳細を伝えていることを指しているのである。つまり与三次郎は、【史料1】等を入手してもすぐには帰国せず、またこれらを国許に送ることもなかつた。【史料6】によると、長政は晴元だけでなく、足利義晴や山名家・六角家にも元就の書状を披露しているので、残りの感状が届くのを待つていたのである。

史料 7⁽²⁷⁾

其表事、被得本意通、注進狀令披見候、(部下傍)當城儀去年以來敵取詰之處、堅固被相踐、剩被切崩敵令敗北之段、都鄙無其隱候、名譽不及是非候、(部下傍)仍太刀一腰國吉進之候、弥無由斷御調略肝要候、此方動事、切々申付

【史料7】の発給であつたに違いない。天文八年に尼子詮久によつて播磨から追われた晴政は、【史料4】にもみえるように、このころ播磨に復帰したばかりであった。よつて与三次郎は、【史料7】を得た六月四日以前に、播磨まで下向していることとなる。【史料5】と【史料6】を受け取ると、程なくして信貴山城をあとにしたとみてよからう。

家職(花押)

御旅

与三次郎が、「此間御在京」したとされているが、先述のように彼は信貴山城に長らく滞在したので、これは広く畿内に滞在したことを意味すると思われる。【史料8】からは、与三次郎が赤松晴政奉行人である津田家職に面会して、数ヶ条の要求をしたことがわかる。そのうちの一つが、【史料7】の発給であつたに違いない。天文八年に尼子詮久によつて播磨から追われた晴政は、【史料4】にもみえるように、このころ播磨に復帰したばかりであった。よつて与三次郎は、【史料7】を得た六月四日以前に、播磨まで下向していることとなる。【史料5】と【史料6】を受け取ると、程なくして信貴山城をあとにしたとみてよからう。

つまり、京都での交渉結果を待つていた与三次郎は、五月八日付の【史

料²】を受け取ると、その他の感状は待つことなく、帰国の途についたこととなる。将軍家はこれ以後も尼子家との関係を保っているので⁽²⁹⁾、感状が発給される見込みはないとの報があったのかもしれない。しかし、それを聞いてあきらめたとしても、長政の書状が用意されるまで待機することなく、堯仙の代書で済ましていることから、急いで帰国する必要に迫られていたようである。

慌ただしく帰国の途についた理由は、【史料4】の末尾にもみえるように、いち早く元就側から「國様体、御馬御礼」を発する必要があつたためであろう。そしてもう一つの理由は、尼子家の逆襲に備えて、赤松家と取り急ぎ連携を結ばなければならないという点に求められる。与三次郎が赤松家に要求した具体的な内容は不詳だが、【史料6】にもみえるように、毛利家と赤松家にとっての共通の敵である尼子家に対し、共同戦線を張るうえでの何かしらの要求であろう。

以上を踏まえて、改めて細川晴元と毛利元就の交渉を全体的に整理すると次のようなになる。元就の使者である河内与三次郎は、信貴山城の木沢長政のもとへ赴いて長政へ宛てた元就書状とともに、古津元幸へ宛てた宍戸元源書状を手渡した。それを受け取った長政は、將軍義晴や晴元のほか、山名祐豊・六角定頼への披露の手続きを調べ、京都に使者を送った。その使者は、在京する宍戸甲斐守のもとを訪れたのち、ともに元幸のもとへ向かい、晴元に元就・元源・長政の書状を披露した。その結果得た【史料1】と【史料3】に、【史料4】の甲斐守の書状を添えて、京都における

貴山城へ送られた段階で、与三次郎がそのまま帰国の途についてしまったため、京都における活動の詳細はこれ以後よくわからない。また、元就へいち早く交渉成果を伝える必要と赤松家との連携を結ぶ必要があつたため、与三次郎は中坊堀仙から長政の代書である【史料5】と【史料6】を得て帰国の途につく。

重要なのは、元源宛ての書状が宍戸家に残っていないように、元源は主体的に交渉をしたのではなく、あくまでも毛利家の取次として関与したということである。すなわち、元就は、あらかじめ長政宛てと元幸宛ての二通の書状を用意したということになる。これは、まず最初に信貴山城にいる対外的な窓口となる大身取次の長政と交渉を持ち、そのうえで京都にいる側近取次の元幸のもとへ向かい晴元への披露を依頼するという段取りを、当初から予定していたことを意味する。

このように、元就は晴元の取次体制に忠実に対応しながら交渉を図っている。最終段階で堀仙が長政の書状を代書した点を除けば、晴元方もそれに沿って対応をとっていた。したがって、大身取次と側近取次の二重構造は、晴元権力が対外的に交渉するうえで、普遍的に機能していたと評価できるだろう。

二 幕臣大館家の交渉

【史料9⁽³⁰⁾】

態令啓候、就御進発以參陣御礼可申入之処、聊所勞之儀候條、非疎略候、宜預御意得事、可畏入存候、就中知行分、攝州上郡之内溝杭村事、代々本領當知行候、當時三宅押領之由、然ニ今度帰参旨承及候間、可

働きかけて、押領停止を図ったようである。それに対し晴広は、晴元の側近取次である古津元幸に働きかけていたが、いずれも成果は挙がらなかつた。冒頭の異筆に従えば、右の交渉結果は、【史料9】から一年を経過した天文六年一〇月段階のものである。新たに晴広を介して元幸に働きかけ始めたものの、この消息が送られた前日にも、晴元の出仕を見計らつて元幸に訴えようとして失敗しているように、思わしくない状況が続いているようである。

【史料11】(元幸)

尚々切々可申遣候、心得申候、

(大鎌當州)より昨日御札趣示給候、昨晩致退出披見申候間、則古津(元幸)かたへ申遣候、他行仕候にて候条、今朝又遣使者、未罷帰候、依其趣、与州へも可申候、貴殿よりも御懇之蒙仰候旨可申候、以前も古津罷出之由申候間、不及御左右申候つる、併不相屈尽心と存候、何候や取乱如此候、近日為御使(同)飯盛へ罷越候計候、様体以面上可申述候、かしく、

(攝津元幸)
摂參御返事

細刑

(細川晴広)

晴広は、常興を介して元造から得た要求を昨日・今日と二度にわたつて元幸へ伝達したが、不在のため叶わなかつたらしい。右の晴広消息は、その旨を元造へ報告したものである。「近日為御使飯盛へ罷越候」とみえる

(大鎌當州)
与州參誰にても

申給へ

細刑

(細川晴広)

ことを踏まえると、晴広はまだ在京しているので、元幸の居所も京都に想定できる。史料中には溝机や三宅の文言はみえないが、晴広を介して常興・元造両者の要求を元幸に訴えるという交渉ルートが合致することや、「以前も古津罷出之由申候間、不及御左右申候つる」という過去の出来事が【史料10】の内容と重なることから、ここまでみてきた交渉の延長線上に位置付けてよいかと思われる。

【史料12】(元幸)

尚々摂丹無事になるへき由、弥申候間、珍重存候、次久我殿御知行分之儀ニ付て、尠今飯盛御在城にて候、就其為御使罷下候、様体必以参可申入候、然者貴殿御馬を申請度心中、乍次先々申計何も自是猶可申入候、大方十三日辺に可罷立かと存候、条々追而可申述候間、万事閣筆候、かへり候て申候へく候、かしく、

昨日者御懇札先以畏入存候、当番につきて、及晚致退出候て、則古津(元幸)かたへ申遣候、罷出候由候間、今朝も以使者申遣候、摂州楯鉢之儀ニ付て自阿州篠原(左京進)と申者罷出候、就其儀古津つめ候て大夫所ニあ

る由申候、乍兩度堅申置候由申候、三宅儀も奏者ニ相尋候へハ、何候哉三宅千世寿と哉らん申候者罷上候由候、何とも候へ、切々可致催促覺悟候、如尊意嚴重之御請を申、尓今遲々段言語道断曲事千万存候、於我等聊非疎略候、摂津殿よりも御意之趣懇ニ承候事、兎角ニ御別儀者御座有間數候へ共、延引段不及是非候、尚以意得申候、涯分可申遣候、(中略)

晴広から常興に宛てた消息である。昨晩に当番から退出したのち、二度にわたつて元幸へ使者を送つている点が一致することから、【史料11】と【史料12】は同日に発給されたものに違いない。

二通の年代を推測するには、「摂州楯鉢之儀ニ付て自阿州篠原(左京進)と申者罷出候」という記述が手がかりとなる。天文八年六月頃から、細川晴元・三好政長と三好長慶が対立する京兆家の内紛が始まり、一時は摂津方

面から京都へ向けて戦闘も発生する⁽³³⁾。さらには、阿波守護の細川持隆が出現してくるとの風聞も立っており、大内義隆が京兆家の内紛に関与しないよう持隆へ御内書を送るべきだという意見も寄せている⁽³⁴⁾。事態が収束し始めた九月末頃になって、「心がないことを示すためか、持隆の使者である篠原右京進が大坂近辺を通過して京都へ向かっている⁽³⁵⁾。その使者が京着しているので、【史料11】と【史料12】の発給日は一〇月上旬としてよかるう。「摂丹無事になるべき由」とは、後掲【史料13】にも「摂丹之儀に被取乱」とみえるように、内紛の収束を意味している。

尚書によると、晴広は久我家の知行分にかかる将軍義晴の使者として、飯盛山城（大阪府大東市・四條畷市）へ下向するようである。義晴の妻は久我晴通の姉なので、何らかの助成を図るのである。義晴の妻は可罷立かと存候」と出発予定日が知らされていることからも、やはり一〇月上旬の発給とみて間違いない。

なお、久我晴通はすでに飯盛山城に滞在していた。飯盛山城はもともと木沢長政の居城であったが、前述のようにこのころの長政は信貴山城へ居城を移していた。飯盛山城は主君の畠山在氏に譲られ、そのもとに長政の父である浮泛などもいた⁽³⁶⁾。晴通は、所領の森・法久寺分について、長政を介して晴元方へ交渉することを目的としていたようだが、後述のように長政は二上山城（奈良県葛城市・大阪府太子町）にいて捕まらなかつたので、ひとまず浮泛に掛け合つたようである。その結果、長政が晴元へ申し分けるまで、年貢を拘え置くよう地下に命じた浮泛の折紙を九月一日付で得ている⁽³⁷⁾。晴広の任務は、久我家の要望を聞き入れるよう長政に求めるにあつたようで、その成果として、長政が奔走する旨を伝えた

一一月一三日付の義晴御内書が、晴広を介して晴通に届けられた⁽³⁸⁾。

次に掲げる【史料13】から、【史料12】の文中にみえる三宅千世寿は國村の子とわかる。ここからも、元幸に訴えようとしているのは、溝杭村の押領問題であることが裏付けられる。

【史料13】⁽³⁹⁾

尊書忝畏存候、御知行分事、自刑部御さいそくのよし候、尤可然存候、
(千世寿)
 二宅^(千世寿)寵上候間、此みきり被仰出候ハ、一途可相調候、自阿州使者
 もハや昨日寵くたり候、此方之儀共かいふん取合申調候やうに可被助
 言候、乍恐、兩神者々不可存疎意候、所務之儀もいさゝかも相違あ
 るましく候、其段かたゝ被申付候、摂丹之儀に被取乱、遅々 上意
 いかゝと第一せうしに候、せつかく自刑部御さいかく専一候、又明日
 辺尊書者こまゝと被遊、我々にたいし被成下候ハ、すなハち大夫^(細川晴広)
 ニミせ申まいらせ候、然者古筑も申よく候へく候歟、かいふんちそう
 いたし候へく候、このよし御ひろうせらるへく候、刑部御状拝見致返
 上候、かたかた得御意候、かしく、

飯尾兵部丞

富森殿

為清

晴元奉行人である飯尾為清から常興内衆の富森氏へ宛てた消息で、「自阿州使者もハや昨日寵くたり候」とあることから、【史料12】よりやや後ものである。末尾の為清にみせた「刑部御状」とは、【史料12】のことであろう。為清と元幸はともに晴元に近侍する立場にあるが、大館家から元幸に対しても晴広を必ず介するのに対し、為清に対しては直接的に交渉をもつていた。

為清は、国村の息子が上洛するので時宜もよいとし、「御知行分事」については晴広から元幸に対しても催促をして然るべきだと述べている。また、

為清宛てに書状を送つてくれたら、晴元にみせるとも述べている。そうすると、元幸も悪くは言わないだろうというのである。裏を返すと、為清から晴元への働きかけはできても、晴元方としての最終的な判断を下すには、元幸の同意が必要ということになる。奉行人のみでは、正規の披露は成立しないのである。ここから、奉行人に比して、側近取次の権限が大きいことを読み取れるとともに、晴元の独断では事が進まない様子も窺える。

【史料14】(45)

尊書旨委曲拝見仕候、仍飯兵一札披見候て、則返進申候、条々得其意存候、古津(元幸)かたへ書状調、其上にて以使者口上にて堅く廳可申遣候、意得申候(千世房)、將又飯盛迄我々ハ罷越候、然者則長政(長政)かたへ藤沢可罷下候間、懇二遣書状、藤にも堅可申付内内(伊勢)覚悟候條、尚以得其意候、此方三宅子(藤井)あるを幸候間、切々可申遣候、可御心安候、次御馬之儀御懇ニ畏入存候、御厩者そへられ候て可被下候由、尚以畏存候、皆具已下事皆々頼存候、又御(藤井)をも申請度候、富森方へ能々被仰付候て可被下候、かたかた従是可申入候、かしく、

細刑

(大館常興)

申給へ

何様以參御礼可申述候由申給へ候、かしく、

(大館常興)

与州参御返事誰にても

細刑

申給へ

冒頭の部分から、常興は【史料13】を晴広に送つて為清からの後押ししがあることも伝え、元幸へのさらなる催促を求めたことがわかる。それへの返書である【史料13】で、晴広は改めて元幸に書状を送つたうえで、使者も送ると述べている。さらに、飯盛山城に晴広とともに下ると思われる藤沢氏が長政のもとへ赴く予定なので、彼を通じて長政にも常興の要求を伝えるという。木沢家には、浮泛に仕える藤沢神兵衛と、長政に仕える藤沢

神右衛門尉がいるので、ここで藤沢氏はそのいづれかと考えられる。(46)元幸と長政は対となって取次行為をしているので、長政に働きかけることが元幸を動かすうえで有効だと判断したのである。

なお、飯盛山城へ下向するにあたって、晴広は【史料12】にても常興に馬を借りたい旨を予告していたが、【史料14】の後半では、改めて馬のか馬子や馬具などを用意するよう具体的に求めている。

【史料15】(47)

むち態持被下候、条々御懇ニ被入御心、千万々々畏存候、ぐらかいく(秋吉)ハ勢州(伊勢直季)へ申請候間、可御心易候、借用仕候出候者不及御案内候旨申入候間、不能其儀候処、尚以御懇切に尋承候、難申尽存候、昨日ハ親之者御言云無申計候、次御知行分之儀、古津(伊勢)かたへ度々申候へ共、未一途候間、長政(長政)かたへ可申遣覚悟候、然者貴殿御書をも可被遣候哉、飯盛より則藤沢良上嶽へ可罷越候間、以口状も堅可申遣候、さやうに今日中に被調候ハ、可被下候、尚々御馬并口付事、弥頼存計候、つよく雨ぶり候ハ、重而御左右可申入候、なをく種々御念比(想)さ難述筆紙候、

【史料14】で求めていた馬具を受領していることから、発給の順序が特定できる。また、肝心の馬がまだ届いていないので、晴広が出発予定期としていた一〇月一三日以前のものと思われる。つまり、【史料11】～【史料15】は、日付こそ特定できないものの、すべて一〇月前半に絞り込むことができる。

そして、元幸からの反応は相変わらずなかった。そこで、【史料14】に

もみえたように、藤沢氏を介して長政に対しても働きかけるようである。長政に宛てた常興の書状を今日中に調べるよう伝えていることから、出發も差し迫っていることが窺えよう。

なお、藤沢氏は飯盛山城を経由して、「良上嶽」へ向かうことから、長政は「上山城にいることが判明する。天文八年六月に長政は大和から帰陣してくるが⁽⁸⁾、飯盛山城ではなく「上山城に入っていたのである。長政が「上山城を拠点城郭として整備したのは、天文一〇年のことと考えられてきたが⁽⁹⁾、実はそれを遡るようである。

以上を踏まえて、細川晴元と大館家の交渉から読み取れることを整理しておく。

幕臣の大館家は、様々な人物を通じて京兆家と繋がっていることから、あらゆる知音関係を駆使して交渉していた。それ以外の京都の莊園領主たちも、知音関係の数に差はあるにせよ、様々な形で京兆家と繋がりを持っていたはずである。そのため、対外交渉とは異なり、京都においては大身取次を介さずに側近取次に直接交渉することも多かったと思われる。

ただし、当初から側近取次が定着していたわけではなかった。大館家の場合、天文五年当初は、和泉守護の細川元常を通じて事態の打開を目指していたが、それでは埒が明かず、古津元幸経由での交渉に力点を置くようになっていく。これは、天文三年頃に本格的に始動する側近取次が、京都において定着しつつあったことを示唆する。

元幸との幕府側の交渉窓口は、細川晴広に一本化されていた。そのような関係でありながらも、晴広は元幸をなかなか捕まえられず、必ずしも密な関係にあるわけではなかった。訴えを聞き入れるか否かは、元幸の意向に大きく左右されていたのである。仮に訴えの内容が直接晴元の耳に入っ

たとしても、側近取次が同意しなければ、訴えは聞き入れられなかつた。このように側近取次の権限は、始動から間もなくして強まりつつあった。

ただし、側近取次の権限は、あくまでも大身取次から委任されて行使しているものなので、その点において一定の規制はかかっていたはずである。そのため、元幸への交渉が難航すると、晴広は対の関係にある大身取次木沢長政に働きかけようとしたのであつた。

おわりに

本稿一章では、大身取次→側近取次→細川晴元→側近取次→大身取次という対外交渉の手順を確認し、大身取次と側近取次が対となつて普遍的に機能していることを確認した。二章では、側近取次が定着すると、京都においては、晴元へ直接的に交渉できる側近取次への期待が高まるとともに、その権限も強まる様子をみた。それに伴つて、晴元個人の意向がどうであるか以前に、側近取次が披露するか否かが、晴元方としての意志決定を大きく左右するようになるのである。

ゆえに、京都の住人が訴訟をするにあたつては、晴元自身の判断に対する期待よりも、側近取次に影響力のある大身取次に対する期待のほうが、相対的に高まっていくのではなかろうか。久我晴通が飯盛山城まで下向していることは、そのことを物語ついている。本稿では木沢長政しか取り上げなかつたが、別稿でも述べたように、大身取次には三好長慶・三好政長もいる。彼らが主導権争いを繰り広げ、最終的に晴元を抑えて長慶が台頭していく要因は、かかる取次体制から生じる権力への期待のあり方にも読み取ることができよう。

もちろん、この取次体制が成立した際は、必ずしも不安定なものではなかったと思われる。別稿でも述べたように、大身取次の長慶には対となる側近取次として高畠長直、政長には波々伯部元継・田井長次がいた。大身取次の間では、早くから主導権争いがあつたはずだが、晴元の周囲にいる側近取次の間で調整がなされることで、バランスが保たれていたのである。ところが晴元が成長すると、長慶や長政など、自身よりも影響力を及ぼしつつある大身取次との対立が目立つようになり、それが大身取次同士の争いに火をつけることとなるのである。これと連動して、側近取次の間にも争いが生じたことは別稿でも述べた通りである。取次体制からみると、晴元権力の崩壊過程は以上のように見通すことができる。

註

- (1) 抜稿「細川晴元の取次と内衆の対立構造」(『ヒストリア』第三五八号、一〇一六年)。以下、別稿とはこれをさす。
- (2) 長府毛利文書(無銘手鑑)六号・七号(『広島県史』古代中世資料編V)。【史料2】も同上。
- (3) かかる錯簡が生じた要因ははつきりしないが、何らかの由緒を語るために手を加えた可能性がある。なぜなら、【史料1】と【史料2】の錯簡状態のものを、島山在氏・細川晴元・六角定頼の「三管領」連署状へと改変した偽文書が、「江濃記」(群書類従)第二二輯)に引用されているからである。「江濃記」の不審な点については、笛川祥生『江濃記』の描く戦国の近江(同『戦国武将のこころ』吉川弘文館、一〇〇四年)。
- (4) 『毛利家文書』一八九号。
- (5) 『毛利家文書』一八六号。
- (6) 『吉川家文書』一六九号。
- (7) 『毛利家文書』一三四四号。法名は巖島野坂文書一一七八号(『広島県史』古代中世資料編II)による。
- (8) 『壬生家文書』一五一三号。譯は『壬生家文書』七八一号による。
- (9) 『毛利家文書』一三三三号・一三四四号。
- (10) 『毛利家文書』一三三三号。『秋藩闕閑録』卷八一二福原対馬七八号・卷一一六綿貫左兵衛一四号・一六号。
- (11) 『毛利家文書』一三五号。
- (12) 「宍戸系図」(『続群書類従』第五輯上)。
- (13) 末柄豊「細川政元と検驗道」(『遙かなる中世』第一二二号、一九九二年)。
- (14) 『毛利家文書』五四四四号。
- (15) 抜稿「細川澄元陣営の再編と上洛戦」(『史敏』通巻一四号、一〇一六年)。
- (16) 『毛利家文書』一九一号・一四八〇号。
- (17) 前掲註(13)末柄論文。
- (18) 『天文日記』天文五年六月二六日条・天文六年六月四日条。中西裕樹「木沢長政の城」(『史敏』通巻八号、一〇一一年)。
- (19) 『毛利家文書』一九一号。
- (20) 『毛利家文書』一九〇号。
- (21) 抜稿「堺公方」期の京都支配と柳本賢治(『ヒストリア』第一四七号、二〇一四年)。以下、堯仙については、特に断らない限りこれによる。なお、神田千里「天文の畿内一向一揆ノート」(千葉乗隆編『日本の歴史と真宗』白兆社出版、一〇〇一年)や、小谷利明「畠山種長の動向」(矢田俊文編『戦国期の權力と文書』高志書院、一〇〇四年)などでは、堀仙を大和筒井氏の被官である中坊氏に比定するが、それでは説明のつかないことが多すぎる。

- (22) 『大乘院寺社雜事記』明応四年三月一日条。
- (23) 『北野社家日記』長享一年正月七日条・延徳四年正月一〇日条・明応三年正月八日条。
- (24) 天文九年一一月一一日に負傷している(『毛利家文書』一八七号)。
- (25) 『天文日記』天文八年閏六月一日条・天文一〇年三月一九日条。『お湯殿の上の日記』天文一〇年三月一六日条。
- (26) 『天文日記』天文八年閏六月一一日条。
- (27) 長府毛利文書(東京大学史料編纂所影写本)。
- (28) 『毛利家文書』一一九号。
- (29) 『大館常興日記』天文一〇年一〇月一日条。
- (30) 「大館記(四)」(『ビブリア』第八三号、一九八四年)七五頁。
- (31) 三宅国村の動向については、拙稿「細川晴国陣営の再編と崩壊」(『古文書研究』第七六号、一〇一三年)。
- (32) 『大館常興日記』三、一五一～一五四頁。
- (33) 設楽薰「将軍足利義晴の嗣立と大館常興の登場」(『日本歴史』第六三一号、一〇〇〇年)。羽田聰「室町幕府女房の基礎的考察」(『京都国立博物館学叢』第一六号、一〇〇四年)。
- (34) 『大館常興日記』三、一四五～一四六頁。
- (35) 「大館記(七)」(『ビブリア』第八五号、一九八五年)六五頁。
- (36) 『大館常興日記』三、一五〇頁。
- (37) 『大館常興日記』三、一四六～一四八頁。
- (38) 仁木宏「細川氏奉行人飯尾為清奉書と大山崎徳政事情」(『大山崎町歴史資料館館報』第五号、一九九九年)。
- (39) 『大館常興日記』天文八年閏六月六日条・九月一五日条。
- (40) 『天文日記』天文八年九月一九日条。
- (41) 『觀心寺文書』三八〇号。
- (42) 『久我家文書』五三三号。
- (43) 『久我家文書』五三八号。刊本では、浮芝折紙と義晴御内書を西岡の久我家領に対する天文四年の半濟免除(同上五三四～五三七号)と関係づけているが、右の二通は西岡における久我家領のうち、森・法久寺分に限定した問題となっており、別の案件と判断される。御内書の宛所が、天文五年に晴通が任官する「久我中納言」となっていることからも、両通は天文八年に比定しうる。
- (44) 『大館常興日記』三、一五九～一六〇頁。
- (45) 『大館常興日記』三、一四二～一四三頁。
- (46) 『実隆公記』天文元年一月一二日条。「大館記(三)」(『ビブリア』第八〇号、一九八三年)七〇頁。藤沢氏の出自については、拙稿「細川高国の近習とその構成」(『年報中世史研究』第四〇号、一〇一五年)。
- (47) 『大館常興日記』三、一五〇～一五一頁。
- (48) 『天文日記』天文八年六月一三日条。
- (49) 前掲註(18)中西論文。